

天然記念物 岩手のヤマモモ

岩手 児玉政吾

岩手下町の秋葉神社境内南東に、ヤマモモの大木があり、かたわらに

昭和一五年一月 建設

天然記念物 岩手のヤマモモ

岐阜県

の石標が建っています。

「どうして天然記念物に指定されたか」と疑問をもち調べたところ

ヤマモモは楊梅科に属し、本州の南部、四国、九州、沖縄に自生する暖地性の常緑喬木で、台湾、中国、インド地方まで分布し、雌雄異株で、四月頃開花し、六、七月に核果が成熟します。

暖地では果樹として栽培し、樹皮は染料及び薬用とし果実は生食又は塩漬、砂糖漬とします。

昭和九年頃当時、岐阜師範学校教諭で、岐阜県史跡名勝天然記念物調査委員であった波磨実太郎先生が、揖斐郡春日村方面より伊吹山登山の帰り、岩手下町の秋葉神社境内に、ヤマモモのあるのを知られ、付近の山野に自生しているかを、岩手尋常高等小学校訓導・川地利七先生に調査を依頼されました。

川地先生は岩手の山野を跋涉し、二十四本自生していることを確認され、

所在地

所有者

樹高



下町秋葉神社のヤマモモ

目通り周囲

樹勢

等詳細に波磨先生に報告されました。

その一例を記すると

第二十号 植栽雄株

所在地 岩手下町二四〇六番地(秋葉神社境内地)

所有者 下町組

樹高 約四丈八尺、根元より二幹に分る

目通り 一は三尺七寸 他は二尺四寸五分

樹勢 旺盛なり

波磨先生は、昭和九年八月三日付で県へ

ヤマモモは暖地性植物なるに、当県不破郡岩手村の一区域に限り、斯く多数自生するは頗る奇異の現象なり。本県としては当樹の分布上極めて珍しき位置にあれば学術研究上の資料として保存を要す。と調査報告をされています。

又昭和十一年四月三十日発行の、岐阜県史跡名勝天然記念物調査報告書、第五回にも同様の主旨が記載されています。

昭和四十五年頃、岐阜大学で再調査され、昭和九年の波磨氏による資料と比較してみると、約三十五年間で、目通りで約十〜三十センチメートルの成長を示す。しかし、ヤマモモはある程度(十二〜十三メートル)まで伸びると、それ以上は著しい伸長を示さず、その成長は小枝が密につき、樹冠が球状になり、幹が太くなることに主として現れるようである。

自生株は、此ヶ谷、東山、堂谷、上条に限られ、人家あるいは林道に近い日当たりのよい斜面の中段から尾根(海拔二〇〇メートル前後)に分布す、と報告され、

樹齢を重ね巨木になっているものは、学術研究上の資料として保存を要す、と記されています。

天然記念物指定は、何時、どのようにして行われたかを県に尋ねたところ、昭和二十九年県条例が改正された後の資料はあるが、それ以前のは倉庫入りのため調べるには日時を要する、との返事でした。

垂井町では

垂井町第四十六号

垂井町天然記念物指定通知書

物件及び数量 岩手のヤマモモ 二十六本

所有者(管理者)住所 岐阜県不破郡垂井町

氏名 垂井町長

右は垂井町文化財の保護に関する条例の規定により垂井町天然記念物に指定する。

昭和三十二年六月十五日

垂井町教育委員会

印

となっております。

前記石標とのちがいがありますが、県条例改正と、町村合併により再確認されたものかと思えます。

波磨先生が、自生発見の動機となった秋葉神社の“ヤマモモ”は何時頃植えられたかを古老に尋ねたところ、秋葉神社は昔下町が大火にあい、火の守り神として遠州秋葉神社より、寛政三年三月勧請、その後文政四辛巳年境内整備の記録がありますので、その頃榊と共に田町の高木氏の献木ではないかとの説もありますが詳かではありません。

昨年十二月雪害を防ぐため一部枝打ち、枯枝除去作業を行いました。今後消毒、苔の除去等を行い、“ヤマモモ”を守って行きたいと思っています。